

【軽微変更の手続きのための手順書】

農業振興地域の整備に関する法律(以下、農振法)に基づき定められた農用区域内の農地(いわゆる青地農地)を、農業用施設用地(畜舎、堆肥舎、農機具収納施設など)に用途変更する場合、「軽微変更」の手続きが必要です。

⚠ 軽微変更の手続きは、書類提出後、完了するまでに約3ヶ月かかります。

<申出手順>

0	検討	利用可能な非農地または白地農地がないか検討し、青地農地なら農振除外の要件をすべて満たす見込みがあるか確認してください。あわせて、転用が可能な農地であるか農業委員会に確認をお願いします。 📄 参考書類:農用区域(青地)からの除外要件 ※軽微変更の場合は第2号①の要件が緩和されます。
1	見込み確認	利用計画の内容や農地の場所を確認し、軽微変更ができる見込みがあるか否か、見込み確認を市農業振興課に依頼してください。 📄 提出物 ①農振除外見込み確認依頼書 ②土地利用計画図(任意様式)
2	書類準備 ・ 事前書類確認	受付期間の前月までに、用意した書類の事前確認を受けてください(メール可。押印前のもの)。 市農業振興課で内容を確認のうえ不備の有無について連絡します。 📄 参考書類 申出に必要な書類一覧 📄 提出物 申出に必要な書類一覧で指示のある書類一式(1部)
3	書類提出	受付期間中に市農業振興課へ申出書類を提出してください。 📄 提出物 申出に必要な書類一覧で指示のある書類一式 原本1部+複製4部(カラーはカラーコピーが必要) 📅 受付期間(期間厳守) ◆1回目:5月1日~5月15日(午前8時30分~午後5時15分) ◆2回目:9月1日~9月10日(午前8時30分~午後5時15分) ◆3回目:1月1日~1月15日(午前8時30分~午後5時15分) ※いずれも閉庁日を除く。最終日が閉庁日の場合はその次の開庁日まで
4	市審査	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">おおむね3か月後</div>  ☎ 12条公告開始後、市農業振興課から電話連絡 農業委員会での農地転用等の手続きをしてください。
5	関係機関協議	
6	12条公告	

<問い合わせ・書類提出先>

山口市農業振興課 農業企画担当
 電話 083-934-2815 FAX 083-934-2651
 E-mail n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp